



中小企業税制

〈平成29年度版〉



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

はしがき

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

製造業の方々が新しい設備を入れて、生産性をあげようとする場合、商業、サービス業の方々が自店の魅力向上を図るための投資を行う場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

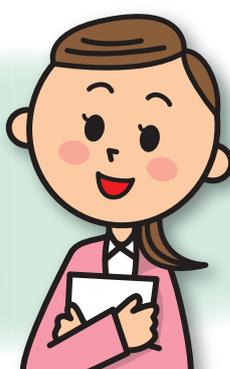
キャラクターの紹介

先生に中小企業税制について教えて貰います。



経太君

中小企業税制について知り、積極的に活用しましょう。



理恵先生

※このパンフレットは平成29年4月現在の税法等の規定に基づいて作成しています。

目次

1. 法人税率の軽減	法人	3	
中小法人は、法人税率が低くなっています			
2. 欠損金の繰越控除	法人	4	
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①			
3. 欠損金の繰戻還付	法人	5	
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②			
4. 交際費課税の特例	法人	6	
新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために			
コラム 減価償却の概要			7
5. 中小企業経営強化税制	個人事業主 法人	10	
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします①			
6. 固定資産税の特例	個人事業主 法人	18	
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします②			
7. 中小企業投資促進税制	個人事業主 法人	20	
生産性を高めるような設備投資を応援します			
8. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	個人事業主 法人	22	
商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します			
9. 少額減価償却資産の特例	個人事業主 法人	24	
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます			
10. 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	個人事業主 法人	25	
再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します			
11. 地域未来投資促進税制	個人事業主 法人	27	
地域経済を牽引する企業を応援します			
12. 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)	個人事業主 法人	29	
試験研究費の一定割合を税額控除することができます			
13. 雇用促進税制	個人事業主 法人	32	
従業員の新規の雇用を応援します			
14. 所得拡大促進税制	個人事業主 法人	34	
従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます			
15. 事業承継税制	法人の経営者	39	
スムーズな事業承継のために			
16. 消費税の特例	個人事業主 法人	52	
消費税の納税負担が軽減されます			

個人事業主がご利用できる税制には **個人事業主** 法人がご利用できる税制には **法人** と記載しております。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 商業・サービス業・農林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例

1

法人税率の軽減

平成29年度税制改正で延長

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

制度の概要

法人税の税率は原則として23.4%です。ただし、中小法人は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています(本則:19%)。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年 800 万円以下の部分	15%
		年 800 万円超の部分	23.4%※3
	中小法人以外の法人	全額	23.4%※3
公益法人等※ 1		年 800 万円以下の部分	15%
協同組合等※ 2		年 800 万円以下の部分	15%

※ 1 公益法人等とは、法人税法別表第 2 に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。

※ 2 協同組合等とは、法人税法別表第 3 に掲げられている各種の組合をいいます。

※ 3 基本税率について、平成30年4月1日以後に開始する事業年度は、23.2%となります。

適用対象者

中小法人(注)

(注) 中小法人とは普通法人のうち、各事業年度終了時において、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のことをいいます。

大企業の子会社は、中小法人に該当しないと聞いたことがあるんですが…。



そうですね。次の法人は、資本金が1億円以下でも中小法人とはなりません。

- ① 相互会社
- ② 大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人)、相互会社等の100%子会社
- ③ 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④ 投資法人
- ⑤ 特定目的会社
- ⑥ 受託法人

条文

法人税法第66条(各事業年度の所得に対する法人税の税率)
租税特別措置法第42条の3の2(中小企業者等の法人税率の特例)
第68条の8(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例)

● CHECK!!

平成29年度税制改正で、適用期間が2年間延長されました。

2

欠損金の繰越控除

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①～

制度の概要

青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

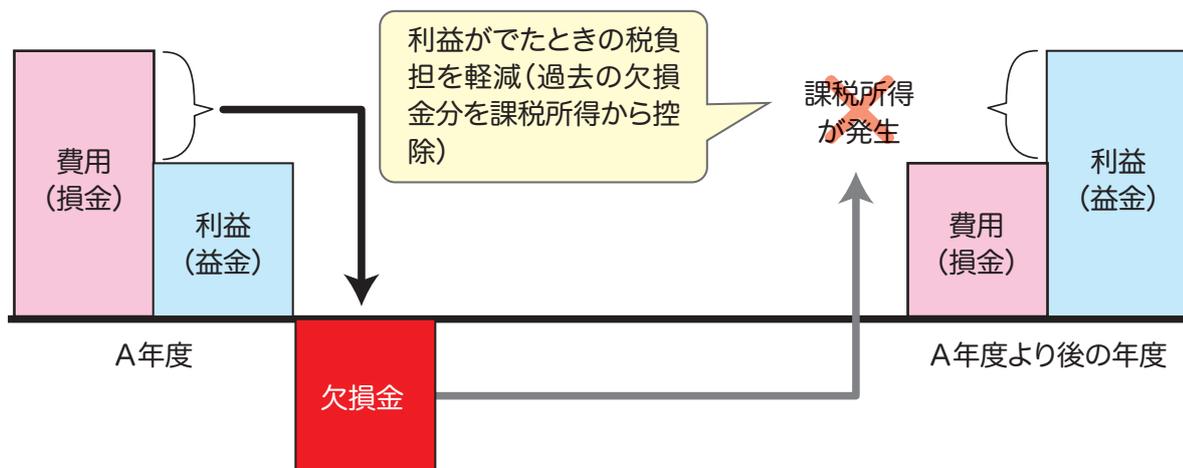
欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます（注1）。

中小法人（P3参照）では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後9年間（注2）控除することができます（注3）。

（注1）欠損金の繰戻しによる還付（P5参照）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。

（注2）平成30年度以降に開始する事業年度において生じた欠損金については、繰越期間を10年に延長することとされています。

（注3）中小法人以外の法人は平成29年4月1日以後に開始する事業年度については所得の金額に55%を乗じた金額を繰り越すことができます（平成30年4月1日以後に開始する事業年度については50%）。



具体例

A株式会社は、平成29年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成30年3月	500万円	0（欠損金2,000万円＞500万円）	2,000万円－500万円＝1,500万円
平成31年3月	300万円	0（欠損金1,500万円＞300万円）	1,500万円－300万円＝1,200万円
平成32年3月	200万円	0（欠損金1,200万円＞200万円）	1,200万円－200万円＝1,000万円
平成33年3月	800万円	0（欠損金1,000万円＞800万円）	1,000万円－800万円＝200万円
平成34年3月	100万円	0（欠損金200万円＞100万円）	200万円－100万円＝100万円
平成35年3月	300万円	200万円 （欠損金100万円＜300万円）	300万円から繰越欠損金100万円を控除して200万円が課税所得となります。

条文

法人税法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻し還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

3 欠損金の繰戻還付

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②～

制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人(中小法人の範囲はP3参照)が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

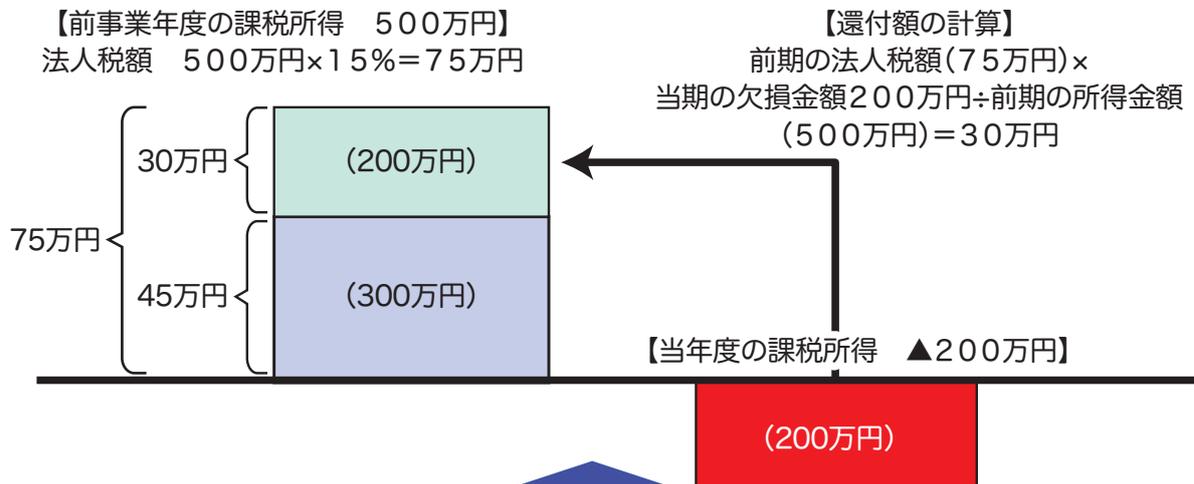
- ① 欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ② 欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内(原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内)に提出していること
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

(注) 適用期間は、平成30年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。

還付請求できる法人税の額 =

前期の法人税額 × 当期の欠損金額 ÷ 前期の所得金額

※前期の所得金額が限度となります。



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。

既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

条文

法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)
租税特別措置法第66条の13(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

4

交際費課税の特例

～新しい顧客の開拓、お客様との関係維持のために～

制度の概要

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人(P3参照)は、①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入(注1)の選択適用が認められています(注2)。

(注1) 接待飲食費の50%の損金算入の選択適用は中小法人以外の法人にも認められています。

(注2) 適用期間は平成30年3月31日までに開始した事業年度です。

交際費等とは……

交際費等とは、交際費、接待費などで、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などに要する費用のことをいいます。

また、接待飲食費とは、交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

社外の人との飲食等で1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

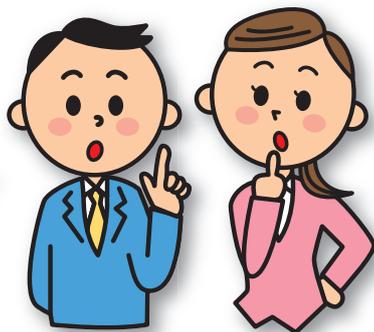
ただし、飲食等のあった年月日、参加した人の名称や関係、参加者数、飲食店の名前と所在地などを記載した書類を保存する必要があります。

(注) 5,000円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが除外されるのではなく、5,000円を超えた費用全額が交際費等に該当します。

適用手続

法人税の確定申告書に「別表(交際費等の損金算入に関する明細書)」を添付すること

個人事業主は交際費を使えないの？



そんなことないわよ。個人事業主は、事業に必要なかぎり、きちんと経費に入れることができるわよ。

条文

租税特別措置法第61条の4(交際費等の損金不算入)

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

コラム 減価償却の概要

減価償却とは、減価償却資産の購入額(投資額)を一定の期間に分けて、少しずつ費用として計上していく仕組みです。

減価償却資産ってなに？

減価償却とは、事業の用に供している資産が時の経過や使用による劣化で価値が減少するという点に着目して、一定期間にわたって、減価償却費として継続的に費用に計上していく仕組みです。

機械や建物などの有形資産、ソフトウェアや特許権などの無形資産、牛、豚などの生物はすべて減価償却資産となりますが、時の経過や使用により価値が減少しないもの、例えば、土地・借地権、電話加入権、稼働していない資産や古美術品など書画骨とう等は、減価償却資産から除かれます。

【流動資産】	【固定資産】	【繰延資産】
預貯金	土地・借地権	開業費
有価証券	減価償却資産	開発費
貸付金 など	電話加入権 など	社債等発行費 など

減価償却って具体的にどうするの？

法人税、所得税の中で、減価償却は、減価償却の基礎となる取得価額、使用可能期間としての耐用年数、償却方法等に基づき計算した償却限度額の範囲内で、費用に計上することが認められます。

※以下は平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産についての説明となります。

【取得価額】

購入の場合、購入先に支払った代金、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料など購入のために要した費用、事業の用に供するために直接要した費用の合計となります。

【使用可能期間(耐用年数)】

使用可能期間(耐用年数)は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で、資産の種類、構造、用途の異なる資産ごとに規定しています。

【償却方法】

基本的な償却方法として、定額法、定率法があります。例えば、建物、建物附属設備、ソフトウェアなどは定額法、機械やパソコンなどの器具备品等は届出をしない場合には定率法で、減価償却を行っていくことになります。

なお、所有権移転外リース取引で取得した資産は、リース期間定額法によります。

※平成28年度税制改正で、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物の償却方法は、定額法に一本化されました。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

定額法、定率法の具体的な計算方法

定額法、定率法の計算方法は以下のとおりです。

定額法

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

定率法

(1) 減価償却費 ≥ 償却保証額の場合

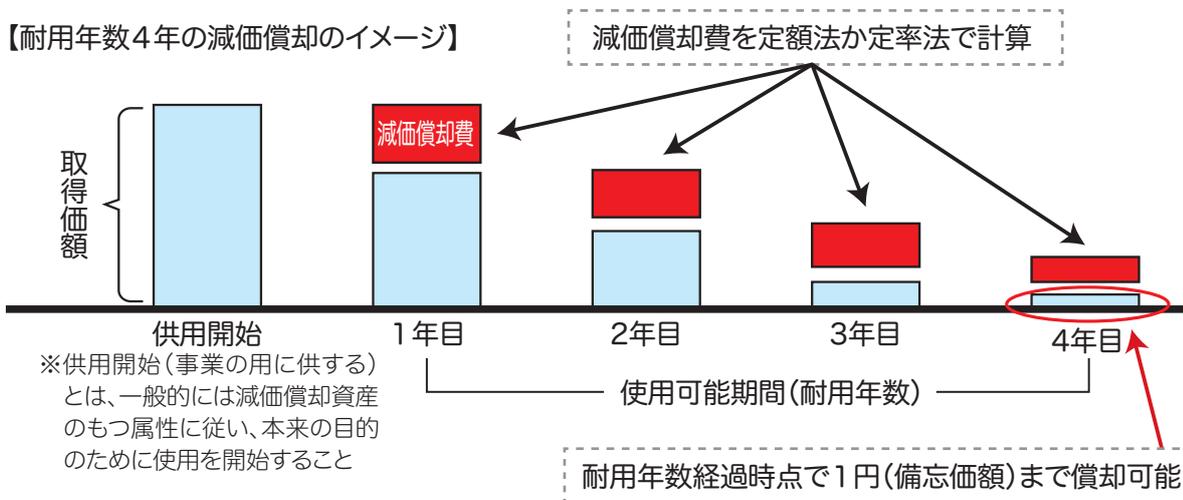
$$\text{減価償却費} = \text{期首帳簿価額} (\text{取得価額} - \text{既に償却した額}) \times \text{定率法の償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

(2) 減価償却費 < 償却保証額の場合

$$\text{減価償却費} = \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率} \times \text{使用月数} \div 12$$

(※) 償却保証額は、「取得価額 × 保証率」で計算されます。

【耐用年数4年の減価償却のイメージ】



※ 供用開始(事業の用に供する)とは、一般的には減価償却資産のもつ属性に従い、本来の目的のために使用を開始すること

取得価額 100万円	1年目 償却費	2年目 償却費	3年目 償却費	4年目 償却費
定率法償却率 0.500	500,000円	250,000円	125,000円	124,999円 ※備忘価額1円
定額法償却率 0.250	250,000円	250,000円	250,000円	249,999円 ※備忘価額1円

【償却費の計算】

- 定率法
 - 1年目 100万円(取得価額) × 0.500 = 50万円
 - 2年目 50万円(1年目の期末簿価) × 0.500 = 25万円
- 定額法
 - 1年目 100万円(取得価額) × 0.250 = 25万円
 - 2年目 100万円 × 0.250 = 25万円

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス業・農林水産業活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

コラム 減価償却の概要

少額の減価償却資産

取得した減価償却資産のうち、①使用可能期間が1年未満であるもの、②取得価額が10万円未満であるもの、については、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます。

取得した減価償却資産のうち、20万円未満のものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したもの(一括償却資産)の取得価額の合計額を、3年間で均等償却することができます。

● CHECK!!

青色申告書を提出する中小企業者等(P10参照)については、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」として、10万円を超え30万円未満の減価償却資産について、その事業の用に供した日の属する事業年度で、その取得価額に相当する金額を全額費用として計上できます(P24参照)。

償却資産の国税(法人税、所得税)と固定資産税(償却資産課税)の主な違い

国税(法人税・所得税)と地方税(固定資産税(償却資産課税))の取扱いの主な違いは下の表のとおりです。

	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (償却資産課税の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却方法	定率法、定額法等の選択	固定資産評価基準 (総務大臣告示)
(耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目の評価)	耐用年数10年で1,000万円の減価償却資産の1年目期末の評価の例 定額法 900万円 定率法 800万円	耐用年数10年で1,000万円の資産を取得した年の翌年1月1日の評価額 897万円
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
租税特別措置法の特別償却、割増償却	認められます。	認められません。
少額減価償却資産の取扱い (少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の5%

(注) 10万円未満の減価償却資産でその事業年度に全額損金に入れたもの、20万円未満で一括償却資産としたものについては、償却資産課税はかかりません。

5

中小企業経営強化税制

平成29年度税制改正で創設

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします①～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却(注1)又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)(注2)が選択適用できるものです。

(注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
(注2)税額控除は、中小企業投資促進税制(P20参照)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(P22参照)の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等(注)で、中小企業等経営強化法13条1項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

(注)中小企業者等とは、

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等)

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すこと。

対象設備

詳細は次ページ以降をご確認ください。

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(※1)(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(※3)(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(※1)(30万円以上) ◆建物附属設備(※2)(60万円以上) ◆ソフトウェア(※3)(70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。) / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く(中小企業投資促進税制と同様)。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業・サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

中小企業経営強化税制

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業生活活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)

(注1) 中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

(注2) 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。

(注3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増(特別)償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名(措法10の5の3)を記入すること。
- ・税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法

第10条の5の3(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】

第42条の12の4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】

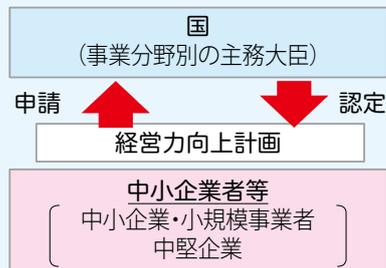
第68条の15の5(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、創設されました。本制度を利用するためには、経営力向上計画の認定が必要です。中小企業投資促進税制(P20参照)、商業・サービス業・活性化税制(P22参照)は認定が不要ですので、税制優遇の内容、対象設備、要件等を比較したうえで、活用をご検討ください。

(コラム) 中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

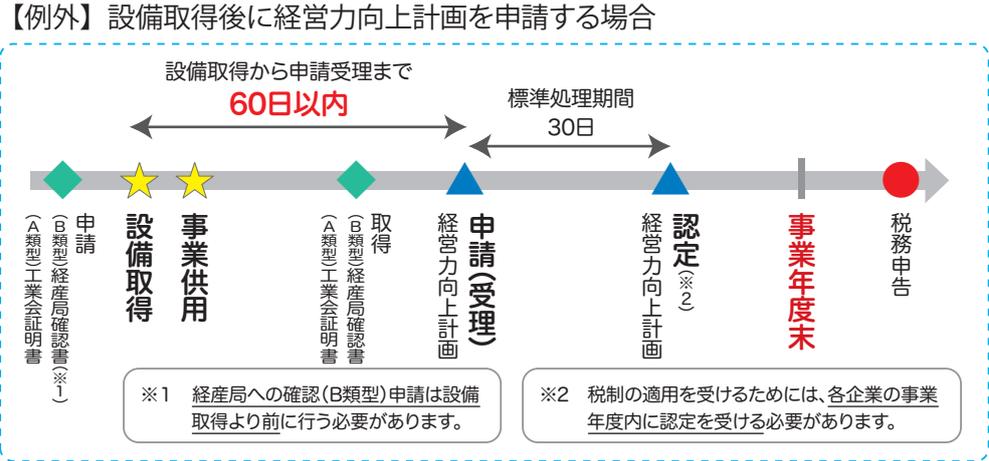


- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

制度の詳細

本制度の適用を受けるためには、経営力向上計画の中で、①生産性向上設備又は②収益力強化設備として認定を受けることが必要になります。**原則、設備の取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります**ので、本制度をご検討の際は、お早めに手続きを進めてください。

なお、原則に従うことができない場合でも、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理されれば適用することが可能です。



①生産性向上設備(A類型)の適用手続き

要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデルであること
(最新モデルである必要はありません)
- ② 経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること(※)
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※2)	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア(※3)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

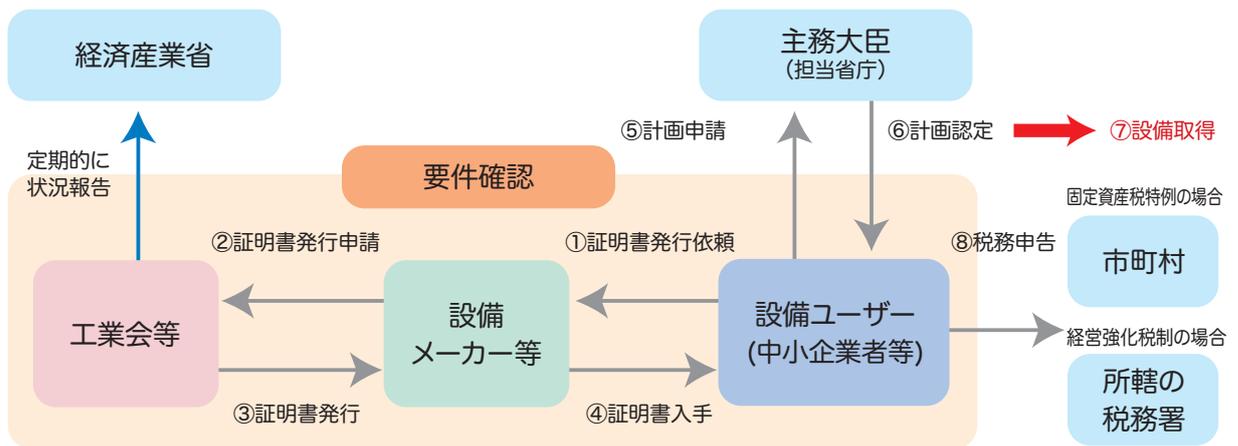
※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く(中小企業投資促進税制と同様)。

中小企業経営強化税制

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業生活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

手続き

- (1) 設備メーカーに証明書の発行を依頼してください！
生産性向上設備については、設備メーカー等が工業会等において、前ページの要件を満たしていることを確認して、工業会等から証明書を発行してもらいます。
※中小企業投資促進税制（上乘せ措置）及び生産性向上設備投資促進税制の証明書とは様式が異なっておりますので、ご注意ください。
- (2) 経営力向上計画を策定してください！
(1) で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、証明書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (3) 設備取得 & 税務申告
(2) で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。



生産性向上設備として認定を受けた場合は、固定資産税の特例も適用できる可能性があります。一部要件が異なりますので、詳細は P18 をご確認ください。

※同時に適用する場合、証明書は 1 枚で構いません。

工業会等の問い合わせ先

中小企業庁のホームページで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
 なお、減価償却資産の種類判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

②収益力強化設備(B類型)の適用手続き

要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※1）	全て	30万円以上
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上
ソフトウェア（※3）	全て	70万円以上

- ※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。
- ※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

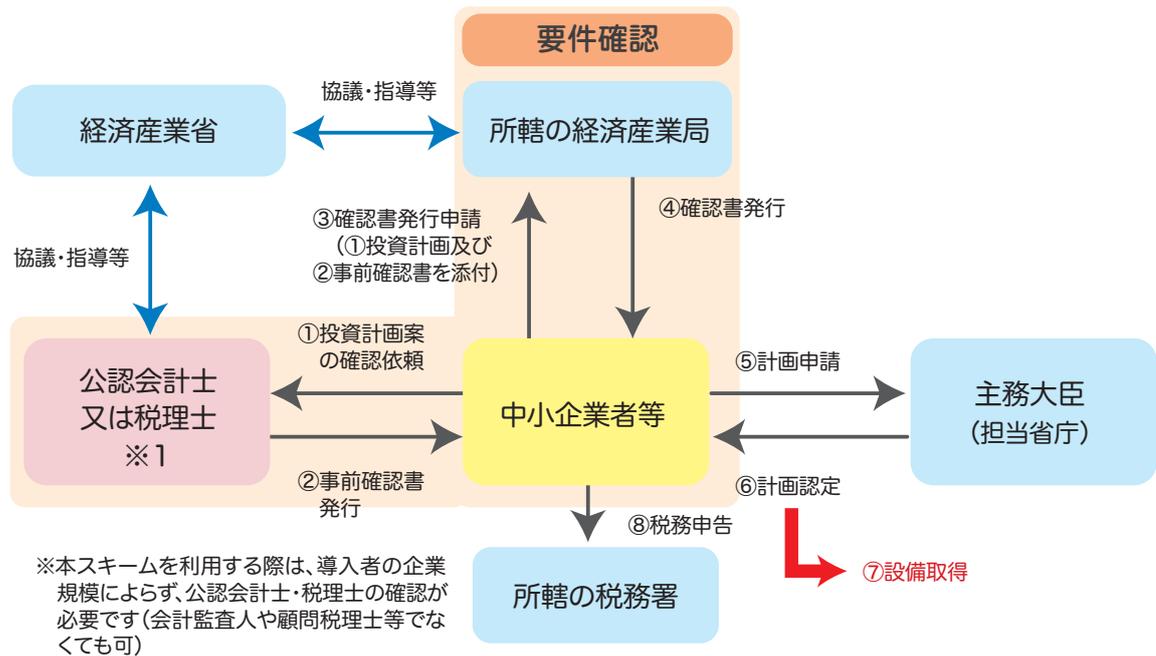
「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2
設備投資額※3

- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

手続き

- (1) まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください！
収益力強化設備は、投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらう必要があります。
- (2) 経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご持参・ご説明ください！
本社所在地を管轄する経済産業局（次ページ参照）に投資計画とともに（1）の事前確認書をご持参・ご説明ください。
- (3) 経営力向上計画を策定してください！
（2）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (4) 設備取得＆税務申告
（3）で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

中小企業経営強化税制



各経済産業局の問い合わせ先(B類型について)

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通: 011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通: 022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通: 048-600-0338)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通: 052-951-0253)	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課 (直通: 076-432-5401)	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 (直通: 06-6966-6065)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 中小企業課 (直通: 082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課 (直通: 087-811-8529)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 中小企業課 (直通: 092-482-5592, 5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通: 098-866-1755)	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
なお、減価償却資産の種類や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

<経営強化税制について>

中小企業庁事業環境部財務課 電話: 03-3501-5808

<経営力向上計画について>

中小企業庁事業環境部企画課 電話: 03-3501-1957

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

よくある質問とその回答

Q1 生産等設備について

【問】 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。

【答】 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。

Q2 取得価額の範囲

【問】 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。

【答】 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

Q3 補助金制度との併用について

【問】 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。

【答】 原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

Q4 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

【問】 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

【答】 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

Q5 取得のタイミングについて

【問】 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 商業サービス業・農林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例

中小企業経営強化税制

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 商業・サービス業・農林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例

Q6 事業の用に供するとは

【問】 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

Q7 リース資産の取扱い

【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。

【答】 ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能(即時償却は利用不可)となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q8 他の税制との重複適用について

【問】 他の税制との重複適用は可能か。

【答】 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。

Q9 対象業種について

【問】 これらの支援措置は業種問わず利用することは可能か。

【答】 中小企業経営強化税制の指定事業は、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制における指定事業となります。固定資産税の特例については、指定事業が定まっておらず、業種を問わず利用可能です(機械装置以外の設備については、一部の地域では対象業種に限定がかかりますのでご注意ください)。

Q10 売電を目的とした太陽光の取扱い

【問】 売電のみを目的とした太陽光発電設備の導入は対象になるのか。

【答】 全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。但し、その営む事業が指定事業に該当し、全量売電ではなく発電した電気の一部をその指定事業に使用している場合(例えば製造業の工場で使用)については、対象となります。

● CHECK!!

その他、よくある質問については、中小企業庁のホームページでQ & A集を公開しておりますので、ご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokaqanda.pdf>

6

固定資産税の特例

平成29年度税制改正で拡充

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします②～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるものです。

適用対象者

中小事業者等（注）で、中小企業等経営強化法13条1項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

（注）中小事業者等とは、

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得又は製作すること。

対象設備

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要はありません）
（中古資産は対象外です）
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（※1）	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1、2）	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都）において対象業種に限定あり。（詳細は中小企業庁のホームページでご確認ください）

※2 償却資産として課税されるものに限る。

手続き

上記の要件を満たすことについて、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについては、P13をご参照ください。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 農業・畜産・漁業・林業・水産業の活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

16 消費税の特例

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス・農林水産業活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

固定資産税の特例

適用手続

税務申告に際しては、工業会の証明書、経営力向上計画の申請書及び認定書(いずれも写し)が必要です。詳しくは申告をする自治体にご確認ください。

条文
地方税法附則第15条第43項(固定資産税等の課税標準の特例)

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、対象設備に器具備品・建物附属設備等が追加されました。なお、追加された設備については、地域・業種を限定し、重点的に支援する観点から、一部の地域(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)において、業種の制限があります。これらの地域で当該設備を使用することをお考えの際は、中小企業庁のホームページで対象の業種に含まれているか、ご確認ください。

よくある質問とその回答

Q1 補助金を受けた場合の取扱い

【問】 補助金を受けた設備の取得価格をおしえてください。

【答】 固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。(3,000万円の設備取得に1,000万円の補助金があった場合でも、取得価格は3,000万円となります)。

Q2 リース資産の取扱い

【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。

【答】 ファイナンスリース取引については対象になります。ファイナンスリースのうち、所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付しますが、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。詳しくは中小企業庁のホームページをご確認ください。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q3 地域による業種限定の考え方

【問】 本店所在地と投資地域が異なる場合、地域の限定はどのようになるのか。

【答】 設備の所在地(納税地)で判断します。

問い合わせ先

<固定資産税の特例について>

中小企業庁事業環境部財務課 電話:03-3501-5808

<経営力向上計画について>

中小企業庁事業環境部企画課 電話:03-3501-1957

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は各自治体の税務窓口にお問い合わせください。

7

中小企業投資促進税制

平成29年度税制改正で延長

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)ができるものです。

(注1) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
(注2) 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制(P10参照)、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(P22参照)と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等 (P10 参照)

適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

設備	要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む)
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上(注2)
内航船舶	全て(注3)

(注1) 中古品、貸付の用に供する設備は原則として対象外です。
(注2) 普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。
(注3) 取得価額の75%が対象となります。

指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注) 不動産業、物品賃貸業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象になりません。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

中小企業投資促進税制

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の3）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、適用期間が2年間延長されました。なお、器具备品（一定の電子計算機、デジタル複合機、試験又は測定機器）は対象外になりました。これらの設備投資をお考えの際は、中小企業経営強化税制（P10参照）又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P22参照）の活用をご検討ください。

よくある質問とその回答

Q1 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制で対象となるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、研究開発用ソフトウェアは対象外となります。

また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の規格15408に基づく評価・認証がないものは対象外となります。詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】をご参照ください。

Q2 中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

【問】 生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月末をもって廃止されましたが、中小企業投資促進税制の上乗せ措置についても同様ですか？

【答】 中小企業投資促進税制の上乗せ措置については、平成29年度税制改正において、中小企業経営強化税制に改組されました（P10参照）。

なお、上乗せ措置の対象設備（中小企業投資促進税制の対象設備のうち、生産性の向上に資する設備に該当する場合）について、平成29年3月31日までに取得等して指定事業の用に供した場合は、(1)即時償却又は(2)税額控除7%（個人事業主、資本金3,000万円以下法人は10%）がご利用できます。

問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5808
 本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

個人事業主

法人

8

平成29年度税制改正で延長

～商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却(注1)又は7%の税額控除(注2)が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。

(注1) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
(注2) 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制(P10参照)、中小企業投資促進税制(P20参照)と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

アドバイス機関(注)から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等(P10参照)

(注) アドバイス機関とは、

「認定経営革新等支援機関、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センター、農業協同組合、農協協同組合連合会、存続中央会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会」を指します。なお、アドバイス機関が自身で行う設備投資については、本税制の対象外となっています。

適用期間

平成31年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

経営の改善に資する資産として、その交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された一定の器具及び備品並びに建物附属設備。

設備	要件
器具及び備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

※中古品、貸付の用に供する設備等は原則として対象外です。

指定事業

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業

(注) なお、風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 商業サービス業・農林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

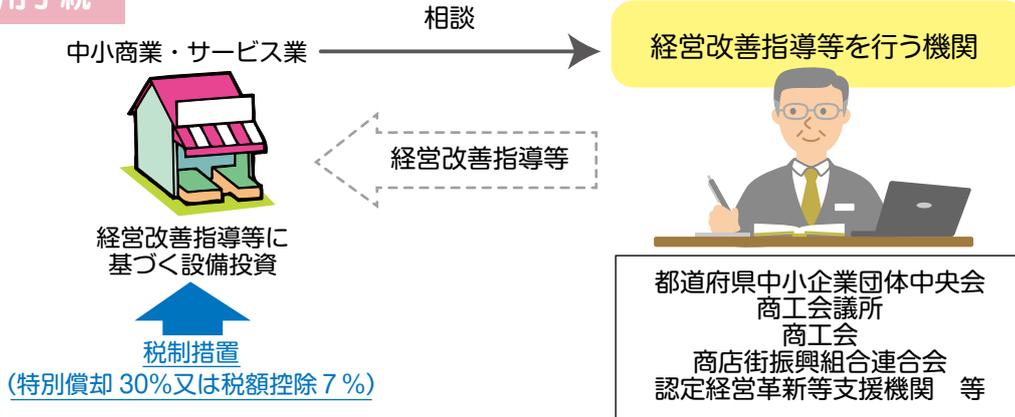
15 事業承継税制

16 消費税の特例

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業・サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

適用手続



<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の5の2）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定中小企業者等又は特定中小連結法人が取得した経営改善設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（特定中小企業者等又は特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

<個人事業主・法人共通>

アドバイス機関から指導助言を受けたことを明らかにする書類として、中小企業者等の氏名・名称、取得する設備の明細、アドバイス機関の氏名・名称、住所・所在地、アドバイスを行った年月日、アドバイスの内容等が記載されたものが必要です。

(注) アドバイス機関からのアドバイスは設備の導入前に受ける必要がありますが、アドバイスを受けたことを明らかにする書類の交付は設備の導入後であっても構いません。

条文

租税特別措置法第10条の5の2（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
 第42条の12の3（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
 第68条の15の4（特定中小連結法人経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、適用期間が2年間延長されました。

よくある質問とその回答

Q 認定経営革新等支援機関とは

【問】 認定経営革新等支援機関とは何ですか？

【答】 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。全国で約26,000の経営革新等支援機関が認定されており(平成29年4月1日時点)、中小企業庁のホームページにて公開しております。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm)

問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課 電話:03-3501-5808

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

9

少額減価償却資産の特例

～30万円未満の資産は即時に全額経費にできます～

制度の概要

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。

適用期間

取得価額が30万円未満の減価償却資産を平成30年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。(合計300万円まで)

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等 (P10 参照)

(注)中小企業者等でも、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は、対象になりません。

適用手続

<個人事業主>

青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法28の2」と記載すること

<中小法人>

法人税の確定申告書に「別表(少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書)」と「適用額明細書」を添付すること

<少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	-	-	合計300万円以下

この税制はどんな資産にでも使えるの？

機械でもパソコンでもソフトウェアでも何でもOKよ！

中古品でもいいの？中小企業投資促進税制は新品しかダメと聞いたことがあるんだけど…

中古品でも大丈夫。でも、この税制の対象となった償却資産は、償却資産税の対象にはなるので注意してね。

条文

租税特別措置法第28条の2(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)【所得税】
 第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)【法人税】
 第68条の102の2(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)【連結法人】

環境関連投資促進 税制(グリーン投資減税)

10

～再生可能エネルギーの導入や省エネ推進に向けた投資を支援します～

制度の概要

本制度は、エネルギー環境負荷低減推進設備等(下記参照)を取得し、国内にあるその企業の事業の用に供した場合、中小企業者等については取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用ができるものです。

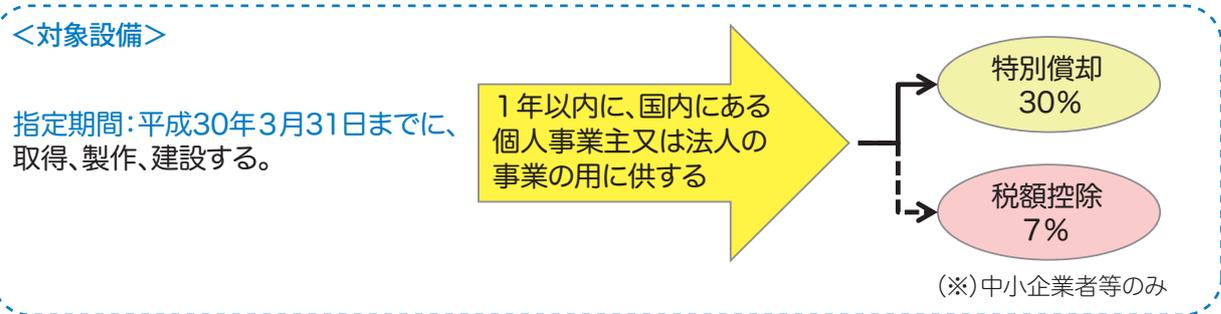
- (注1) 税額控除額はその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- (注2) 特別償却については、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を、翌事業年度に繰り越すことができます。
- (注3) 太陽光発電設備については、固定価格買取制度の設備認定を受けていない10kW以上の設備が対象となります。

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人(中小企業等に限られません。)
※税額控除は中小企業者等(P10参照)のみ適用されます。

適用期間

- ・適用期間は、平成30年3月31日までです。
- ・指定期間内に、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等し、それから1年以内に、国内にある個人事業主又は法人の事業の用に供する必要があります。



対象設備

本制度の対象設備は、エネルギー利用の目的により以下の2つの区分(別表)に分けられています。区分により税務申告の処理の方法が異なります。

資産の区分	エネルギー環境負荷低減設備等	備考
【別表1】 新エネルギー利用設備等	①太陽光発電設備 ②風力発電設備 ③中小水力発電設備 ④地熱発電設備 ⑤下水熱利用設備 ⑥バイオマス利用装置	そのまま税務申告する。
【別表2】 二酸化炭素排出抑制設備等※	①コンバインドサイクル発電ガスタービン ②プラグインハイブリッド自動車 ③エネルギー回生型ハイブリッド自動車 ④電気自動車	対象設備がグリーン投資減税設備の同等かそれ以上であることを証明する制度をご利用いただけます。

※平成28年以降、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車については、特別償却のみ適用可能

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「措法10の2」）を記入すること
- ・税額控除の場合、「エネルギー環境負荷低減推進設備を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）」と「適用額明細書」を添付すること
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）」と「適用額明細書」を添付すること

条文

租税特別措置法第10条の2（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

よくある質問とその回答

Q1 補助金や他の税制との併用について

【問】 補助金や他の租税特別措置と併せて使えるのでしょうか？

【答】 国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象となりません。他の租税特別措置については、法人税や所得税等の国税に対する他の優遇措置を受けた場合には、グリーン投資減税と併用することはできません。なお、法人事業税や固定資産税等の地方税に対する優遇措置については、グリーン投資減税と併用することは可能です。

Q2 リース等の取扱いについて

【問】 リース、貸付設備又は中古設備も対象となるのでしょうか？

【答】 貸付設備又は中古設備は対象となりません。所有権移転リース取引による取得については、自己資産と同じ方法（定額法又は定率法）で償却することになるため、特別償却、税額控除のいずれも可能です。所有権移転外リース取引による取得については、リース期間定額法で償却するため、税額控除のみ適用可能です。
具体的な対象範囲は、所轄の税務署の相談窓口で確認してください。

問い合わせ先

資源エネルギー庁総合政策課 電話：03-3501-2304 FAX：03-3501-2305

※太陽光発電設備、風力発電設備等についてはお問い合わせ窓口（0570-057-333）を御用意しております。

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

11

地域未来投資促進税制

平成29年度税制改正で創設

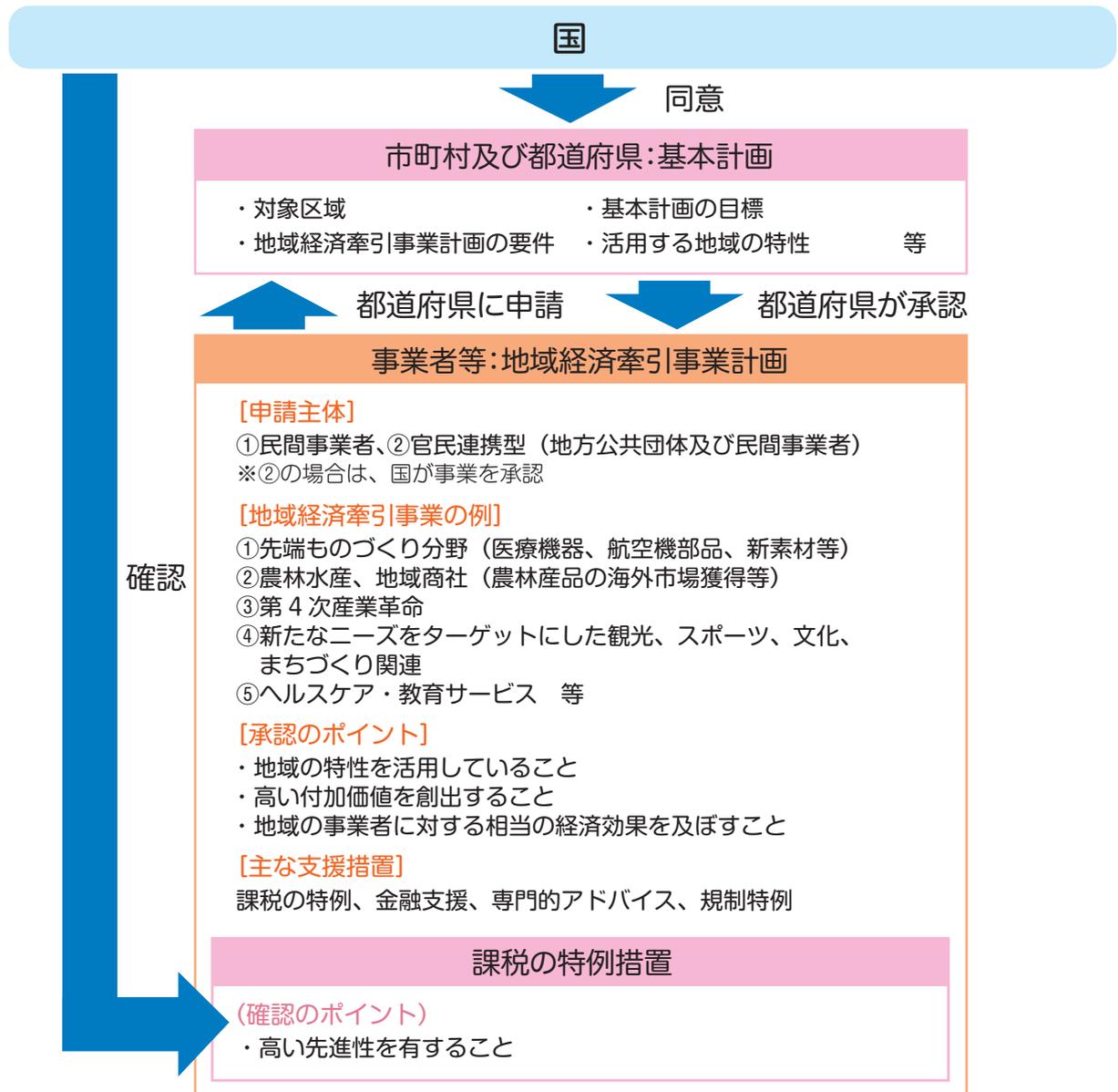
～地域経済を牽引する企業を応援します～

制度の概要

本制度は、地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等)を活かした地域活性化に貢献する先進的な事業について、工場・店舗や機械等を導入した場合、特別償却又は税額控除が選択適用できるものです。

適用対象者

事業者が作成し、一定の要件を満たすものとして都道府県の承認を受けた**地域経済牽引事業計画**のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣の確認を受けた計画事業者



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

適用期間

地域未来投資促進法の施行日から平成31年3月31日までに、対象設備を取得したものが対象

(注) 施行日は平成29年4月1日時点で未定です。

対象設備

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・建物附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額が2,000万円以上であること。

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度となります。

※前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること(地方自治体が事業者として参画する場合を除く)。

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

運用手続

平成29年4月1日時点では未定です。地域未来投資促進法の成立後、経済産業省HP等でご案内いたします。

条文

- 租税特別措置法10条の4
(地域経済牽引事業促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】
- 租税特別措置法42条の11の2
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】
- 租税特別措置法68条の14の3
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【連結法人】

問い合わせ先

一般的なご質問について

経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話:03-3501-0645

中小企業技術基盤強化税制 (研究開発税制)

個人事業主

法人

12

平成29年度税制改正で強化・重点化

～試験研究費の一定割合を税額控除することができます～

制度の概要

試験研究費の増加率に応じて、試験研究費総額の12%～17%を税額控除できること(①総額型(中小企業技術基盤強化税制))に加え、特別試験研究費(国の試験研究機関・大学・その他の者との共同研究に要する費用、国の試験研究機関・大学・中小企業者等への委託研究に要する費用及び中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料)については、②特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)として当該試験研究費の20%又は30%を税額控除できます。また、要件を満たせば、さらに①総額型の控除上限を最大10%上乘せ、または、③高水準型のいずれかを選択して税額控除できます。詳細は以下の表のとおりです。

・試験研究費の額

製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究に要する費用で、原材料費、人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係る費用に限ります*1)、委託費、経費等の額をいいます。ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受ける金額(例えば受託試験研究費等)がある場合は、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

	①総額型 (中小企業技術基盤強化税制)	②オープンイノベーション型	③高水準型
措置の内容	試験研究費の額がある場合	特別試験研究費*2の額がある場合	試験研究費の額が、平均売上金額*4の10%相当額を超える場合
税額控除対象	試験研究費の総額	特別試験研究費	平均売上金額の10%相当額に対する試験研究費の超過額
税額控除率	試験研究費の額の12%(2年間の時限措置として試験研究費の増加率に応じて最大17%)	20%又は30%*3	超過税額控除割合*5
税額控除限度額	当期法人税額の25%相当額 (試験研究費を5%超増加した場合には控除上限を10%上乘せ。なお、試験研究費割合が10%超の場合に控除上限を最大10%上乘せする制度との選択適用。)	当期法人税額の5%相当額	当期法人税額の10%相当額

選択制

*1 人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁HPをご参考下さい。

国税庁URL

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

*2 特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象になる試験研究費として計上することはできません。

*3 大学・特別研究機関等との共同・委託研究: 30%、その他: 20%

*4 平均売上金額とは、当該年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額をいいます。

*5 超過税額控除割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合をいいます。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 農業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

適用期間

① 総額型

【控除率】

12%は恒久措置。12%を超える控除率に関しては平成30年度末までの時限措置。
 なお、控除率は次の算式によって算出します。

- ・増減試験研究費割合（※1）5%以下の場合、12%一律
- ・増減試験研究費割合5%超の場合、17%を上限に、 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$

- ※1 増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費（※2）の額を減算した金額）の当該比較試験研究費に対する割合。
- ※2 比較試験研究費は、前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額。

【控除上限】

法人税額の25%相当額は適用期限なし（恒久措置）。
 中小企業者等で試験研究費を5%超増加した場合には控除上限が10%上乗せされます。
 なお、試験研究費割合が10%超の場合に控除上限を最大10%上乗せする制度及び高水準型との選択適用となります。いずれの措置も平成30年度末までの時限措置。

② オープンイノベーション型

適用期限の定めなし（恒久措置）

③ 高水準型

平成30年度末まで

適用対象者

青色申告を提出し、試験研究を行う中小企業者等（P10参照）

適用手続

この制度の適用を受けるためには、控除を受ける金額等を確定申告書等に記載するとともに、「別表（明細書）」と適用額明細書を添付して申告する必要があります。

条文 租税特別措置法第10条（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）【所得税】 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）【法人税】 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）【連結法人】

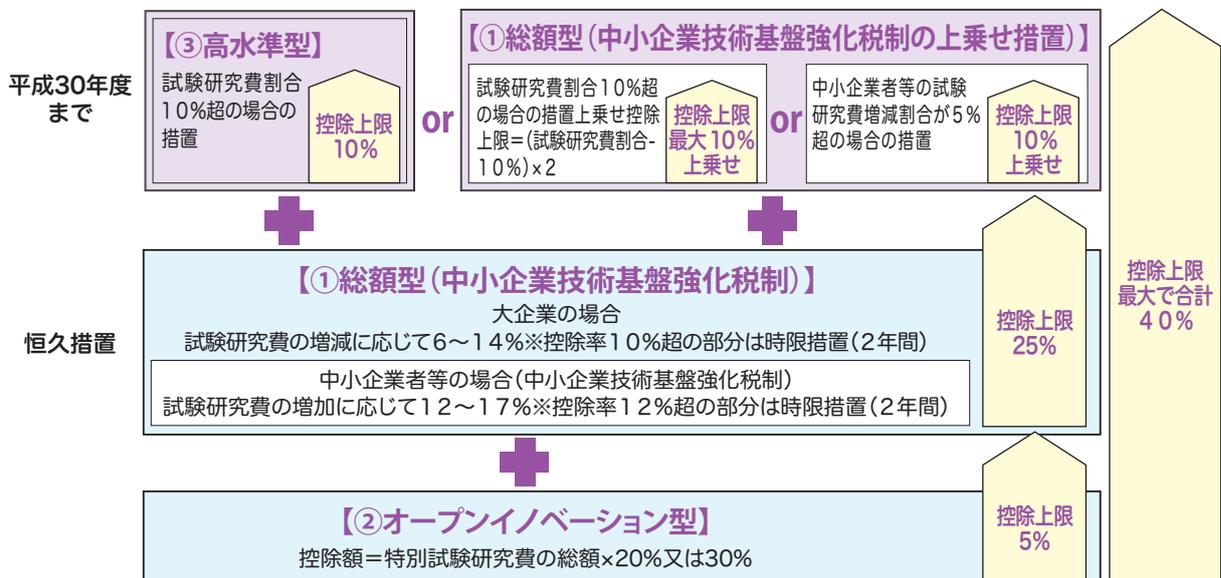
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

平成29年度より、制度が大きく拡充されました

本税制は、平成29年度税制改正において、大きく拡充がされております（※平成29年4月1日から適用）。ぜひこの機会に、本税制の活用・研究開発費の増加についてご検討ください。

【改正の内容】

- 第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加（「試験研究費」の定義の見直し）**
 今回の改正により、「対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究」が追加され、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発にも適用されることとなり、利用の幅が広がりました。
- 増加型を廃止した上で、総額型（中小企業技術基盤強化税制）に投資増加インセンティブの仕組みを導入**
 「総額型」の控除率が、試験研究費の増減に応じて変動するようになりました。従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率が最大17%まで引き上がり、控除上限も10%上乘せされるようになりました。
- オープンイノベーション型の手続きについて、次のとおり見直しました。**
 - ①契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度であれば対象となりました。
 - ②対象費用の額の相手方による確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化しました。
 - ③対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費（光熱費や修繕費等）も含むようになりました。



問い合わせ先

<研究開発税制について>

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課 電話:03-3501-1778

<中小企業技術基盤強化税制について>

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 電話:03-3501-1816

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

13

雇用促進税制

～従業員の新規の雇用を応援します～

制度の概要

中小企業者等が、雇用人(※1)を2人以上かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、同意雇用開発促進地域(※2)に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加者数(前期末の雇用人数から増えた雇用人の数)1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

(※1)雇用人とは、雇用保険の一般被保険者をいい、特殊関係者(役員の親族、事実上婚姻の関係にある者、法人の役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等)を除きます。

(※2)地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいいます。詳しくはこちらを御覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

適用期間

平成30年3月31日までの間に開始する事業年度(個人事業主の場合は、平成30年中)

適用対象者

青色申告を提出する個人事業主又は法人(中小企業に限られません。)

適用手続

この制度の適用を受けるためには、あらかじめ、「雇用促進計画」をハローワークに提出することのほか、次の1～5までの要件を満たしていることが必要です。

※次の1～5は、中小企業者等(P10参照)の要件です。

- 1 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
(事業年度が1年でない場合は、適用年度開始の前日1年以内に開始した事業年度)
- 2 雇用増加者数を2人以上増加させていること
雇用増加者数 = 適用年度末日の雇用人数 - 前事業年度末日の雇用人数
- 3 雇用増加割合を10%以上増加させていること

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用増加者数}}{\text{前事業年度末日の雇用人総数}}$$

- 4 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
給与等支給額
適用年度の所得の計算上必要経費又は損金に算入される給与等で、雇用人に対して支給するものをいいます。
比較給与等支給額
= 前事業年度の給与等支給額 + (前事業年度の給与等支給額 × 雇用増加割合 × 30%)
- 5 風俗営業等を営む事業主ではないこと

<具体的な計算例は次ページ参照>

条文

租税特別措置法第10条の5(特定の地域において雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除)【所得税】
第42条の12(特定の地域において雇用人が増加した場合の法人税額の特別控除)【法人税】
第68条の15の2(特定の地域において雇用人が増加した場合の法人税額の特別控除)【連結法人】

● CHECK!!

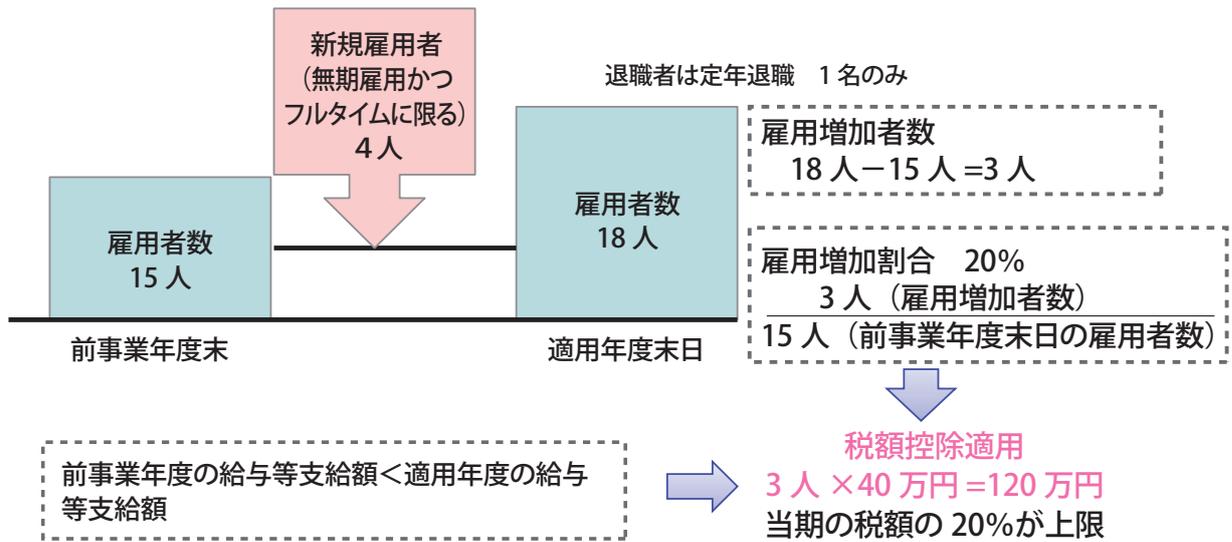
原則として(※)、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。計画開始時に雇用保険適用事業所番号を取得できるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

(※)やむを得ない事情により同意雇用開発促進地域内に所在する事業所を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、例外的に、別途資料を提出する必要があります。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

雇用促進税制

<同意雇用開発促進地域内に所在する中小企業者等の事業所における計算例>



確定申告までの流れ

1. 雇用促進計画を作成・提出

適用年度(個人事業主の場合は適用年)の開始後2カ月以内に、雇用促進計画を作成し、本社・本店を管轄するハローワークに提出してください。

ハローワークからは、提出された雇用促進計画に受付印を押印して返却されます。返却された雇用促進計画は大切に保管してください。

2. 雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2カ月以内(個人の場合は3月15日まで)に、本社・本店を管轄するハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

ハローワークでは、提出された書類を預かり、雇用促進計画の達成状況を確認しますが、確認に2週間(4月、5月は1カ月程度)かかりますので、確定申告期限に間に合うよう、余裕を持って送付してください。

(ハローワークから返送)

3. 税務署に確定申告

達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写し、適用額明細書を確定申告書に添付して、税務署に申告してください。

● CHECK!!

平成28年度から、雇用促進税制と所得拡大促進税制(P34参照)を同時に適用することが可能になりました。

問い合わせ先

本税制の適用にあたってのご質問は、主たる事業所を管轄するハローワークまたは労働局にお問い合わせください。
URL (ハローワーク) : <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
URL (労働局) : <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

14

所得拡大促進税制

平成29年度税制改正で拡充

～従業員の給与を増額すると、税負担が軽減されます～

制度の概要

本制度は、法人や個人事業主が従業員への給与等の支給を増加した場合に、その増加額の10%分を法人税額や所得税額から控除できる制度です。

※税額控除額はその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。(中小企業者以外は10%)

平成29年度税制改正により、前年度比2%以上賃上げした場合は、前年度からの増加額分については、22%税額控除を受けることができます(平成29年4月以降に開始する事業年度に限る)。

※中小企業者以外は、前年度比2%以上賃上げした場合のみ本制度の適用が受けられ、給与等支給増加額10%(前年度からの増加額分(注))については、12%)税額控除を受けることができます。

(注)前年度からの増加額分とは、税額控除の対象となる給与等支給増加額のうち当期(適用年度)の給与等の支給額から前事業年度の給与等の支給額を控除した金額に達するまでの金額をいいます。

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人(中小企業者に限られません)。

適用期間

平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただけます。

適用手続

本制度は、確定申告書等に、税額控除の対象となる給与等支給増加額、その額のうち前年度からの増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額(個人事業主は所得税額)の特別控除に関する明細書」の添付が必要です。

控除される金額の計算の基礎となる給与等支給増加額は、その添付された書類に記載された給与等支給増加額が限度とされます。

— 条文 —

租税特別措置法第10条の5の4(雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)【所得税】
第42条の12の5(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)【法人税】
第68条の15の6(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)【連結法人】

適用要件

この制度の適用を受けるには、適用しようとする年度において次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です(次ページ以降で詳述)。

- ① 基準事業年度より、給与等支給額を一定割合以上増加させていること。
- ② 給与等支給額が前事業年度以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること(中小企業者以外は、前事業年度比2%以上)。

● CHECK!!

平成29年度税制改正において、高い賃上げを行う企業を強力に支援するため、税額控除率について賃上げインセンティブを高める形で拡充されました。前年度比2%以上賃上げした場合は、前年度からの増加額分については、22%税額控除を受けることができます(平成29年4月以降に開始する事業年度に限る)。

※中小企業者以外に関しては、前年度比2%以上賃上げした場合のみ本制度の適用が受けられ、給与等支給増加額の10%(前年度からの増加額分については、12%)税額控除を受けることができます。

1 法人税率の軽減

2 欠損金の繰越控除

3 欠損金の繰戻還付

4 交際費課税の特例

5 中小企業経営強化税制

6 固定資産税の特例

7 中小企業投資促進税制

8 農業・畜産・森林水産業活性化

9 少額減価償却資産の特例

10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)

11 地域未来投資促進税制

12 研究開発税制

13 雇用促進税制

14 所得拡大促進税制

15 事業承継税制

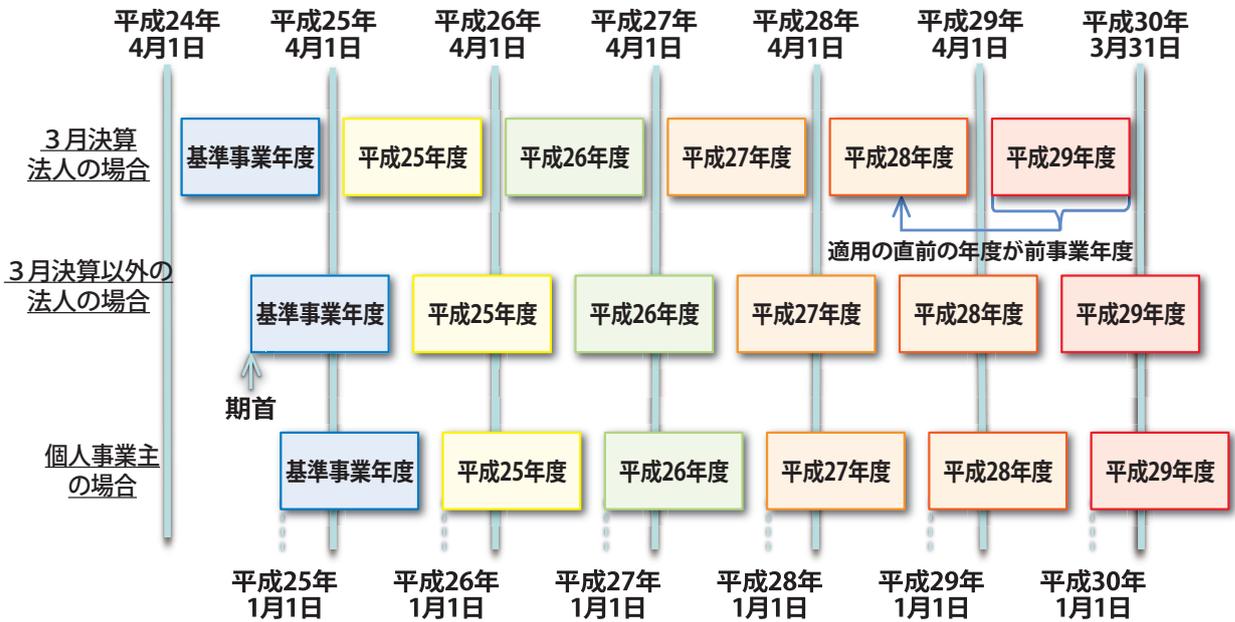
16 消費税の特例

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

所得拡大促進税制

各要件の計算方法

まず、「適用年度」「基準事業年度」「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。



<要件①>雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合増加していること

適用年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額（「雇用者給与等支給額」といいます）が、基準事業年度の雇用者給与等支給額（「基準雇用者給与等支給額」といいます）と比較して一定割合増えていることを確認します。各年度において必要な増加割合は下の表のとおりです。

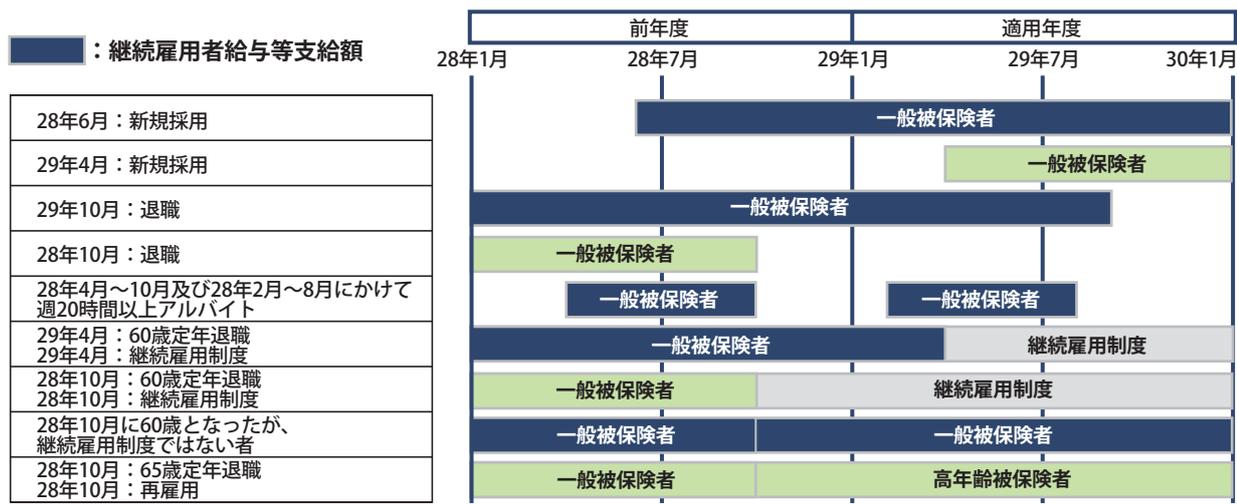
適用年度	平成24年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人区分				
大企業	基準事業年度	3%	4%	5%
中小企業者等			3%	3%

<要件②>適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること

「雇用者給与等支給額」が、前事業年度の雇用者給与等支給額（「比較雇用者給与等支給額」といいます）以上であることを確認します。

**<要件③>平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること
(中小企業者以外は、前事業年度比2%以上)**

雇用者給与等支給額の内、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者(適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者)に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた値を算出します(「継続雇用者給与等支給額」といいます)。計算の対象となる部分は下図のとおりです。



次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」(継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額に係る継続雇用者の数)を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合も、その月のその継続雇用者は1人と数えます。最後に「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」をそれぞれの「月別支給対象者数」で割り、適用年度と前事業年度の「平均給与等支給額」を計算します。そして、適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。

以上、①～③の要件を全て満たした場合、「制度の概要」にある税額控除を受けることができます。

問い合わせ先

【最寄りの経済産業局】

- ・北海道経済産業局 地域経済課 電話:011-709-1782
- ・東北経済産業局 地域経済課 電話:022-221-4876
- ・関東経済産業局 産業人材政策課 電話:048-600-0358
- ・中部経済産業局 地域人材政策室 電話:052-951-2731
- ・中部経済産業局 北陸支局地域経済課 電話:076-432-5518
- ・近畿経済産業局 地域経済課 電話:06-6966-6011
- ・中国経済産業局 地域経済課 電話:082-224-5684
- ・四国経済産業局 地域経済課 電話:087-811-8513
- ・九州経済産業局 産業人材政策課 電話:092-482-5504
- ・沖縄総合事務局 地域経済課 電話:098-866-1730

【経済産業省】

- ・経済産業政策局 産業人材政策室 電話:03-3501-2259
- ・中小企業庁 事業環境部企画課 電話:03-3501-1765

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス業・農林水産業生活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

所得拡大促進税制

よくある質問とその回答

Q1 申請方法について

【問】 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるのか。

【答】 本制度の利用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税(個人事業主の場合は所得税)の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、その額のうち前年度からの増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q2 中小企業者の定義について

【問】 中小企業者の定義は何か。個人企業は中小企業者に該当するのか。

【答】 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合(1つの法人により50%又は複数の法人合計で3分の2)以上を大規模法人(資本金の額が1億円超の法人、その他一定の法人)に所有されていない法人、及び資本又は出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。

Q3 国内雇用者について

【問】 国内雇用者とはどのような者か。また役員の特典関係者とは誰を指すのか。

【答】 法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員や役員の特典関係者は国内雇用者とはなりません。

また、特典関係者とは役員の子族を指します。子族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も特典関係者に含まれます。

Q4 給与等に含まれる金額について

【問】 本制度における給与等には何が当てはまるのか。

【答】 俸給・給与・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(給与所得として課税される給与)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

ただし、賃金台帳に記載された支給額(所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることが認められます。なお、使用人兼務役員を含む役員やその特典関係者は国内雇用者に該当しないことから、これらの者に支給される役員報酬などの給与は、所得拡大促進税制上計算対象から除外することとされています。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

Q5 出向等の扱いについて

【問】 出向元法人における出向者の扱いについて。

【答】 「給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払いを受けた金額」は給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額は雇用者給与等支給額から控除します。

【問】 出向先法人における出向者の扱いについて。

【答】 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、給与等支給額に含まれます。従って、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該出向者への給与は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。

Q6 基準事業年度と適用年度の月数が異なる場合

【問】 基準事業年度（又は前事業年度）の月数が適用年度の月数と異なる場合、どのように計算すれば良いのか。

【答】 基準事業年度の月数が適用年度の月数と異なる場合、基準事業年度の雇用者給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じて、これを基準事業年度の月数で除して計算した金額を基準雇用者給与等支給額とします。

前事業年度と適用年度の月数が異なる場合も同様の方法で比較雇用者給与等支給額を計算します。

【問】 新設法人等で基準事業年度がない場合どのように計算すれば良いのか。

【答】 基準事業年度がない場合でも、基準雇用者給与等支給額は、事業を開始し初めて給与等を支給した事業年度の雇用者給与等支給額の70%に相当する金額とすると規定されています。

Q7 継続雇用者について

【問】 継続雇用者だが、一般被保険者に該当する年度が片方しかない者はどう扱えば良いのか。

【答】 継続雇用者に該当しますが、前事業年度・適用年度のどちらかしか一般被保険者に該当する月がない方については、適用年度のみ該当する月がある方は当該月の人数・給与等ともに計算に含めますが、前事業年度のみ該当する月がある方はその該当月の人数・給与等は計算に含めません。

【問】 継続雇用者に該当する者が0人の場合、適用できないのか。

【答】 継続雇用者に該当する者が0人の場合、継続雇用者の人数は前事業年度・適用年度ともに1人とし、継続雇用者給与等支給額については前事業年度が0円、適用年度は1円となります。そのため、「平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること」との要件は満たすことになります。

【問】 一般被保険者とはどのような者か。

【答】 一般被保険者とは、労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間未満の者等を除いた者（雇用保険の加入対象となる者）で、かつ高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者を指します。

【問】 継続雇用制度の対象者とはどのような者か。

【答】 「継続雇用制度」の対象者は、高年齢者雇用安定法に基づくものに限り、そのため、就業規則に「継続雇用制度」を導入している旨の記載があり、かつ雇用契約書や賃金台帳等のいずれかに、継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があることが条件です。

15 事業承継税制

平成29年度税制改正で拡充

～スムーズな事業承継のために～

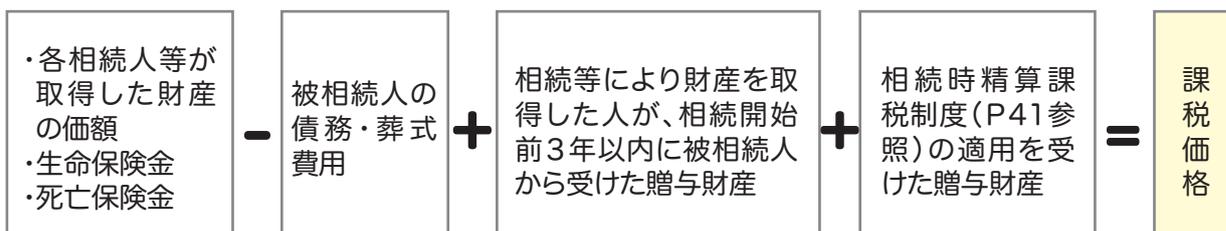
中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される事業承継税制があります。事業承継税制の活用にあたっては、一定の要件(P44、47 参照)を満たす必要があります。

また、個人事業者については、一定の宅地等を相続した場合に、相続税の課税価格から一定の割合を減額する小規模宅地等の特例が措置されています(P50参照)。

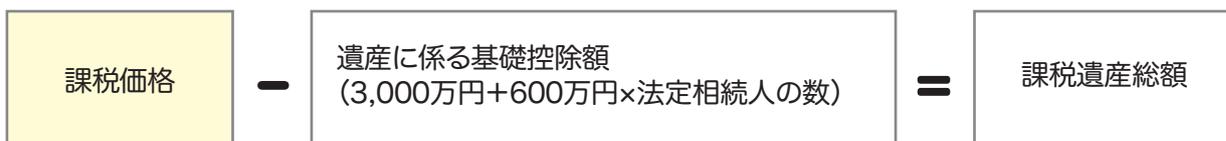
相続税の概要

相続税とは、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産にかかる税金です。一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産(株式、不動産等)も相続税の課税対象となります。

(1) 課税価格の計算



(2) 課税遺産総額の計算



条文

- 非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度
租税特別措置法第70条の7 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除)
第70条の7の2 (非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)
第70条の7の3 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)
第70条の7の4 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

(3)相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円 超	55%	7,200 万円

相続税額の計算例

【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子(AとB。両者とも成人)2人で相続(A:8,000万円、B:2,000万円)する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

	計算方法	金額
課税遺産総額	1 億円 - (3,000 万円 + 600 万円 × 2)	5,800 万円
法定相続分による各取得金額※	5,800 万円 × 1 / 2	2,900 万円
1 人分の相続税額	2,900 万円 × 15% - 50 万円	385 万円
相続税の総額	385 万円 × 2 人	770 万円
子 A の相続税額	770 万円 × 8,000 万円 / 1 億円	616 万円
子 B の相続税額	770 万円 × 2,000 万円 / 1 億円	154 万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

- ①配偶者と子供が相続人の場合 配偶者 1/2 子供(2人以上のときは全員で) 1/2
 - ②配偶者と直系尊属が相続人の場合 配偶者 2/3 直系尊属(2人以上のときは全員で) 1/3
 - ③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) 1/4
- なお、子供、兄弟姉妹等がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

事業承継税制

贈与税の概要

贈与税とは、個人から贈与により財産を取得した場合にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産等）も贈与税の課税対象となります。

贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらを選択するか判断する必要があります。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者		20歳以上の推定相続人である子又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除額：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 (注) 相続により財産を取得する場合には、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 (注) 贈与財産は贈与時の時価で評価。



- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

暦年課税制度の税率表

基礎控除後の課税価格	一般		直系卑属※	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円 超			55%	640万円

※直系卑属の税率欄は、20歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます(図1)。また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます(図2)。

図1

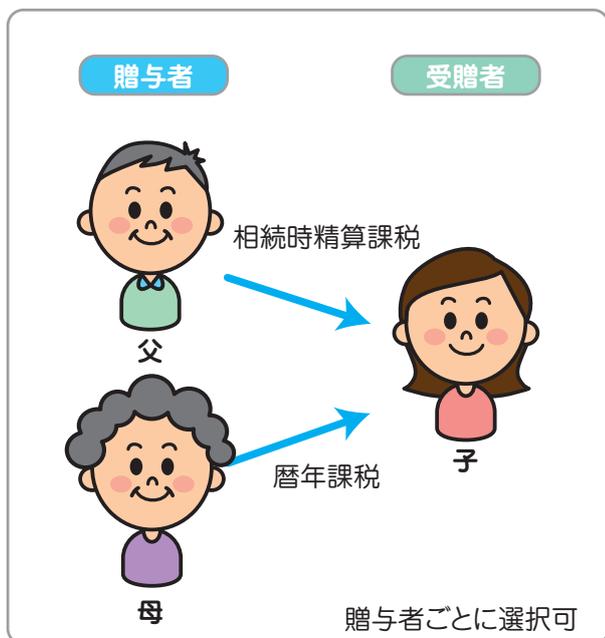
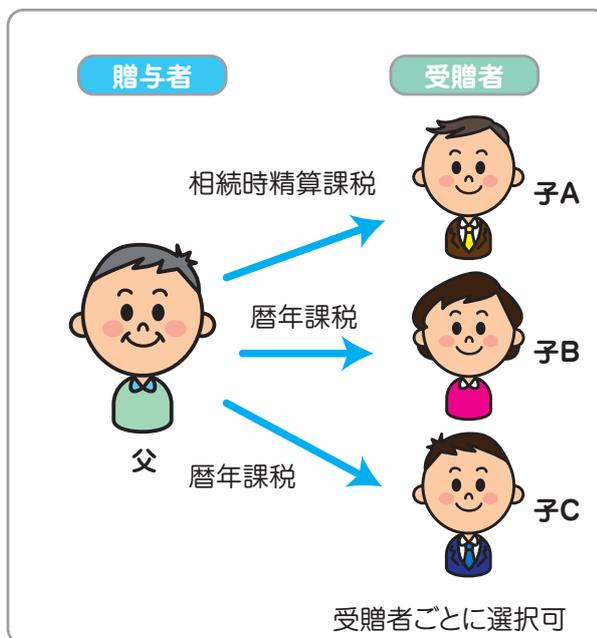


図2



事業を子供に譲り渡したりすると税金がかかるということかな。

そうですね。だから、相続税、贈与税にも、中小企業者のための特例制度があるのよ！



1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス業・農林水産業活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

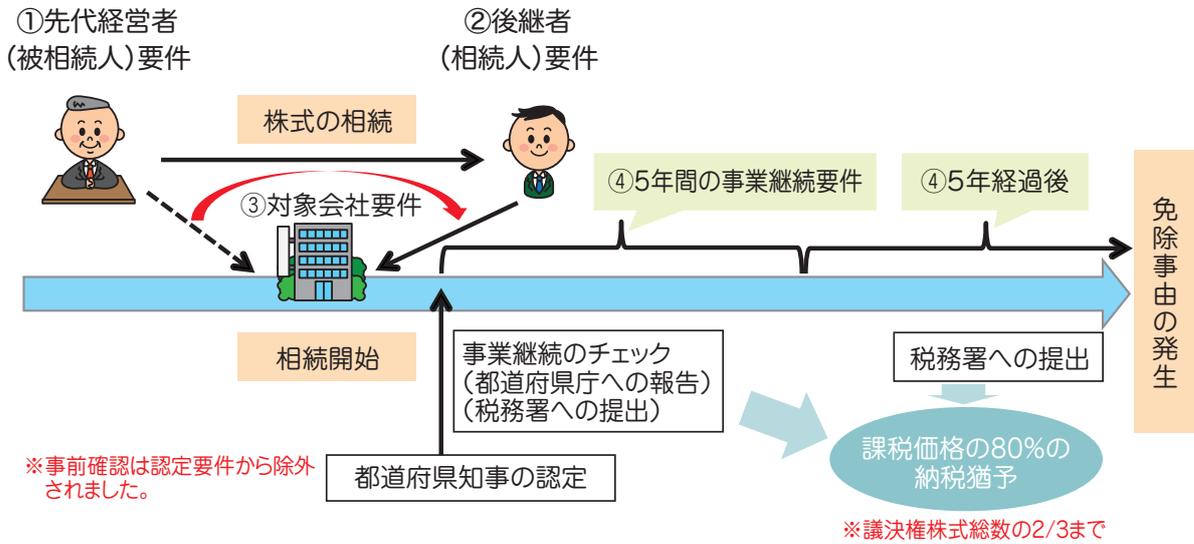
事業承継税制

先代経営者に相続があった場合の特例措置

非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予及び免除制度

後継者が、相続により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合(次ページ参照。)には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

相続税の納税猶予及び免除制度の概要



手続きの流れ(相続税)

提出先	相続税の納税猶予の認定
都道府県庁	相続遺贈 認定
税務署	申告
相続税の納税猶予の報告(5年間)	
都道府県庁	年次報告
税務署	継続届出
5年間経過後	
税務署	継続届出

- 先代から後継者へ株式の相続又は遺贈
- 相続発生後5ヶ月を経過する日の翌日から8ヶ月を経過する日までの間に申請
- 審査後、認定書の交付
- 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供
- 相続税の申告(相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10ヶ月以内に申告)
※認定書等の添付が必要です。
- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出
※継続要件を維持していることなどを報告
- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)
※年次報告の確認書等の添付が必要です。
- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)
※引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

相続税の納税猶予及び免除についての要件説明

①先代経営者(被相続人)要件

- ・会社代表者であったこと
- ・相続の開始の直前において、先代経営者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族関係者内(後継者を除く)で筆頭株主であったこと 等

②後継者(相続人)要件

- ・相続開始の直前において対象会社の役員(先代経営者の親族以外の方も適用されます)であること
- ・相続の開始後、後継者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること
- ・相続開始の日の翌日から5月を経過する日において、会社の代表者であること 等

③対象会社要件

- ・中小企業であること

中小企業とは下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている企業です。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- ・資産保有型会社等(自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社)ではないこと

※ただし、一定の事業実態要件(従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等)を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。(○:要件を満たす必要がある、一:要件を満たす必要がない)。要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	—
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○	—
後継者が筆頭株主であること	○	—
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	—
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

⑤猶予されている相続税額が免除となるケース

以下の場合等には、猶予されている相続税額のうち全部又は一部が免除されます。(免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。)

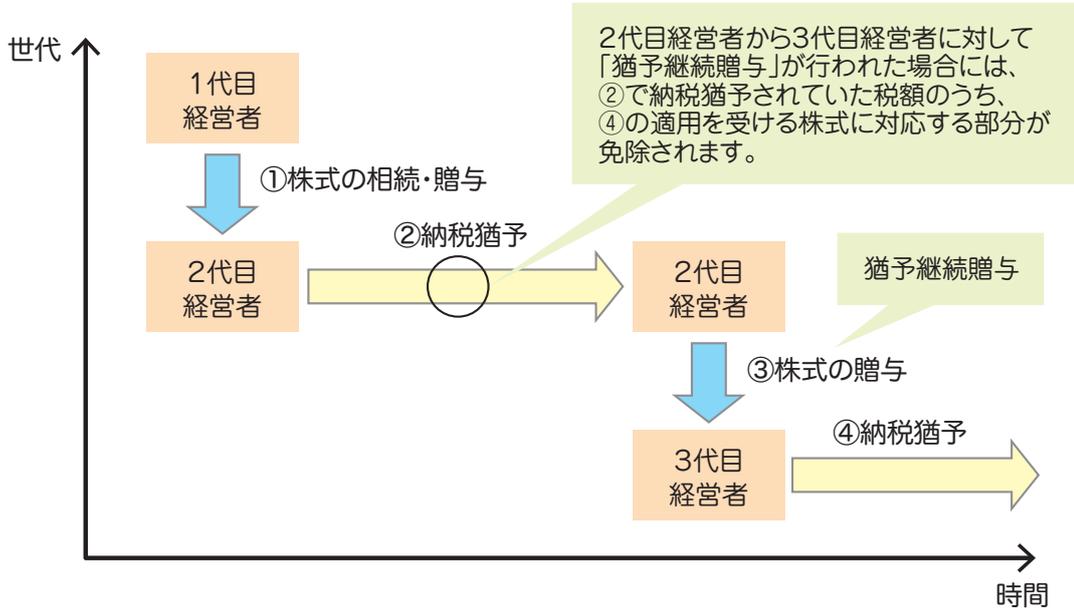
- ・後継者(相続人)が死亡した場合
- ・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
- ・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(次ページ参照)を行った場合 等

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

事業承継税制

猶予継続贈与

5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合、後継者の納税猶予税額が免除されます。（相続税、贈与税共に）



※猶予継続贈与とは、上記①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

通常、事業承継税制を活用した株式を贈与又は譲渡した場合、猶予されていた相続税又は贈与税を納税する必要があります。ただし、上記図の猶予継続贈与がなされた場合、猶予されていた相続税又は贈与税が免除されます。

「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（上記図③参照）。

後継者（2代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。



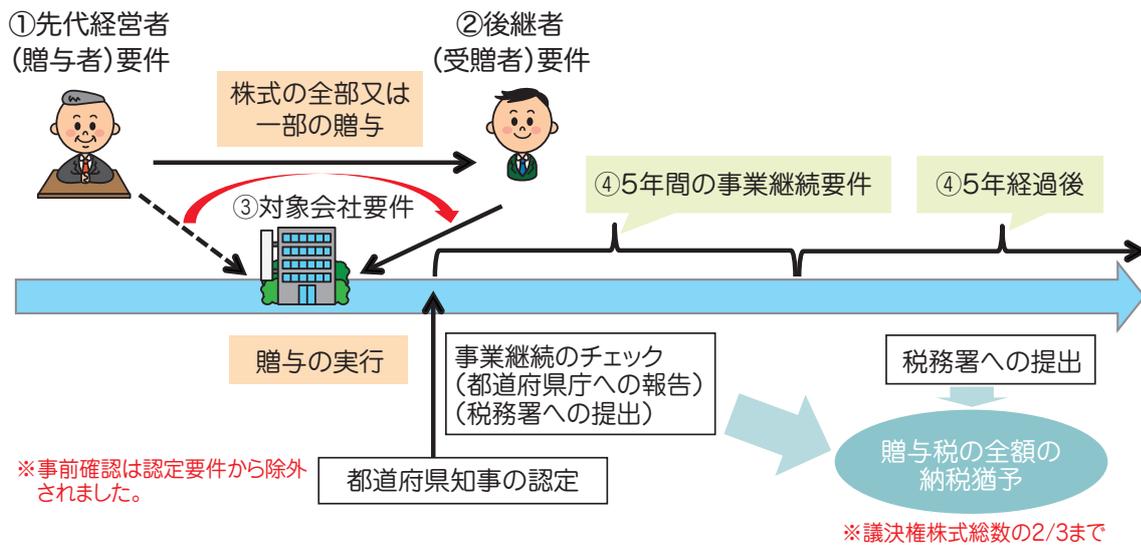
- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の業種特例
- 9 少額減価償却の特例
- 10 環境関連投資促進税制
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

先代経営者から贈与があった場合の特例措置

非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予及び免除制度

後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、一定の要件を満たす場合(次ページ参照)には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



手続きの流れ(贈与税)

提出先	贈与	贈与税の納税猶予の認定
都道府県庁	認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 先代から後継者へ株式の贈与 ● 贈与年の10月15日から翌年1月15日までの間に申請 ● 審査後、認定書の交付
税務署	申告	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供 ● 贈与税の申告(贈与年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告) ※認定書等の添付が必要です。
贈与税の納税猶予の報告(5年間)		
都道府県庁	年次報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県庁へ「年次報告書」を提出 ※継続要件を維持していることなどを報告
税務署	継続届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回) ※年次報告の確認書等の添付が必要です。
5年間経過後		
税務署	継続届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回) ※引き続き納税猶予の特例を受けたい旨などを届出

事業承継税制

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

贈与税の納税猶予及び免除についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

①先代経営者(贈与者)要件

- ・会社代表者であったこと
- ★贈与時まで、代表者を退任すること(有給役員として残ることは可能)
- ・贈与の直前において、先代経営者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内(後継者を除く)で筆頭株主であったこと 等

②後継者(受贈者)要件

- ・会社の代表者(先代経営者の親族外の方も適用されます)であること
- ★20歳以上、かつ役員就任から3年以上経過していること
- ・贈与後後継者と同族関係者(親族等)で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること 等

③対象会社要件

- ・中小企業であること(P44参照)
- ・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- ・資産保有型会社等(自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社)ではないこと
- ※ただし、一定の事業実態要件(従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等)を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

④事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります。(○:要件を満たす必要がある、-:要件を満たす必要がない)。要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	-
雇用の8割以上を5年間平均で維持すること	○	-
後継者が筆頭株主であること	○	-
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	-
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

相続税と贈与税の制度は似ているけれど、少し違うところもあるから注意してね。



⑤猶予されている贈与税額が免除となるケース

以下の場合には、全部又は一部の猶予されている贈与税額が免除されます。(免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。)

- ・後継者(受贈者)、先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- ・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
- ・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(P45参照)を行った場合 等

■事業承継税制・金融支援の認定や報告等はこれまで各地の経済産業局が窓口となっていましたが、平成29年4月1日から都道府県に変更になっています。制度適用のために必要な書類の提出や手続の相談につき、申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課までお問い合わせください。

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

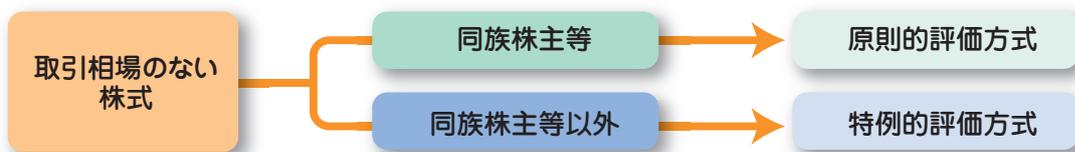
「取引相場のない株式」の評価方法

中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の活用にあたっては、自社の非上場株式の価値を評価する必要があります。

非上場の中小企業の株式は「取引相場のない株式」です。「取引相場のない株式」とは、上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。

評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価方法は、その株式を取得した者によって異なります。同族株主等が取得した場合は原則的評価方式で評価し、それ以外の者が取得した場合は特例的評価方式(配当還元方式)で評価します。



同族株主とは、議決権割合が30%以上であるグループ(株主とその株主の同族関係者)に属している株主をいいます。同族株主以外にも、議決権割合が15%以上であるグループに属している一定の株主が取得する場合も原則的評価方式が適用されます。

原則的評価方式

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

非上場会社の株式って、どうやって値段がわかるの？



類似業種比準方式

(平成29年改正)

1株当たり類似業種比準価額 = (1株当たりの資本金等の額を50円として計算した金額)

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\frac{\text{評価会社の配当}}{\text{類似業種の配当}} + \frac{\text{評価会社の利益}}{\text{類似業種の利益}} + \frac{\text{評価会社の簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産}}}{3} \times 0.7^{(注)}$$

(注)中企業の場合は0.6、小企業の場合は0.5

純資産価額方式

$$\text{1株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額(注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注)相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

特例的評価方式

特例的評価方式は、配当還元方式になります。配当還元方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求める方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元方式によって評価をします。

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注)年配当金額 = $\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2}$ ÷ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数

(注)年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。

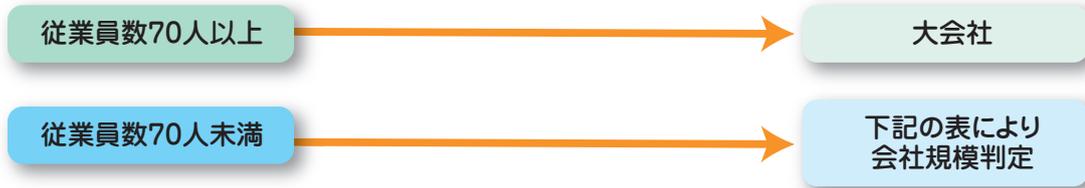
事業承継税制

会社の規模による区分と評価方式

原則的評価方式で評価する場合には、会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	原則	—	例外
中会社	大	—	原則：類似業種比準価額 × 90% + 1株当たりの純資産価額 × 10% 例外
	中	—	原則：類似業種比準価額 × 75% + 1株当たりの純資産価額 × 25% 例外
	小	—	原則：類似業種比準価額 × 60% + 1株当たりの純資産価額 × 40% 例外
小会社	—	例外：類似業種比準価額 × 50% + 1株当たりの純資産価額 × 50% 原則	原則

会社規模判定表(平成29年改正)



総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	年間の取引金額			会社の規模と しの割合
卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の 大
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超 35人以下	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上	中会社の 中
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の 小
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

(イ)

(ロ)

(ハ)

- ① 総資産価額基準〔イ〕と従業員数基準〔ロ〕とのいずれか下位の区分を採用します。
- ② ①と取引金額基準〔ハ〕のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

● CHECK!!

平成29年改正において、類似業種比準方式における配当、利益、簿価純資産のウエイトの見直しや、評価会社の規模区分の金額等の基準の見直し等が行われました。これらの改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用することとされています。

※国税庁のHPで、類似業種比準方式により評価する場合に必要な業種目別の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額及び株価が各年毎に掲載されていますので、御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/>

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

土地等の相続があった場合の特例措置

小規模宅地等の特例

一定の宅地等（相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等）を相続した場合には、その宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。



400㎡

8割分減額 2割分課税

【計算例】
 相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

(減額される額) $1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8,000\text{万円}$

(相続税の課税価格) $1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$

特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申告期限まで居住を継続すること等の条件があります）は、330㎡まで評価額の80%が減額されます。



330㎡

8割分減額 2割分課税

【計算例】
 相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

(減額される額) $1\text{億円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 6,600\text{万円}$

(相続税の課税価格) $1\text{億円} - 6,600\text{万円} = 3,400\text{万円}$

条文
 ○小規模宅地等の特例
 租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

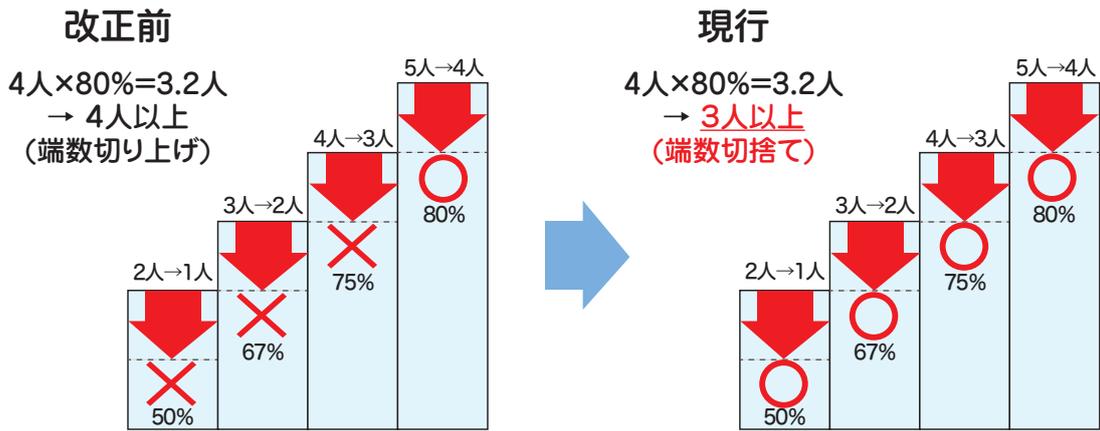
事業承継税制

平成29年度より、制度が大きく拡充されました

改正点① 人手不足の中での雇用要件の見直し～人手不足への対応～

○雇用要件について、従業員5人未満の企業で従業員が1人減った場合でも適用を受け続けられるように見直し

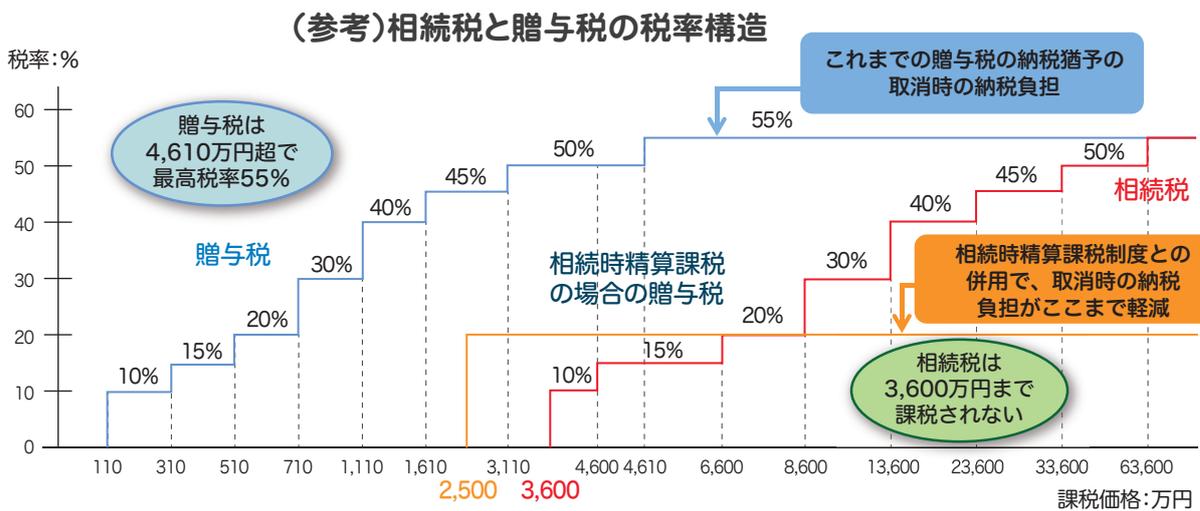
※雇用要件＝原則として従業員数を5年間平均で8割以上維持しなければならないという要件



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、適用できない。

改正点② 早期かつ計画的な取組の促進から生前贈与の促進～

○相続時精算課税制度との併用を認めることとし、贈与税の納税猶予の取消時の納税負担を軽減



※親から子供への贈与又は相続を想定。
 ※相続税の基礎控除額は、相続人子供1人と想定して3,600万円とした。

その他の改正

- 被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合に、雇用要件を緩和するセーフティネット規定を新設
- 以上の他、使い勝手向上のために事務手続きを簡略化し、利用者の負担を軽減

16

消費税の特例

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

(1)事業者免税点制度 ～消費税の納税義務が免除されます～

制度の概要

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者(課税事業者)となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます(免税事業者)。

個人事業者の場合の基準期間と課税期間



※平成27年の課税売上高が1,000万円を超える場合、平成29年は課税事業者となります。

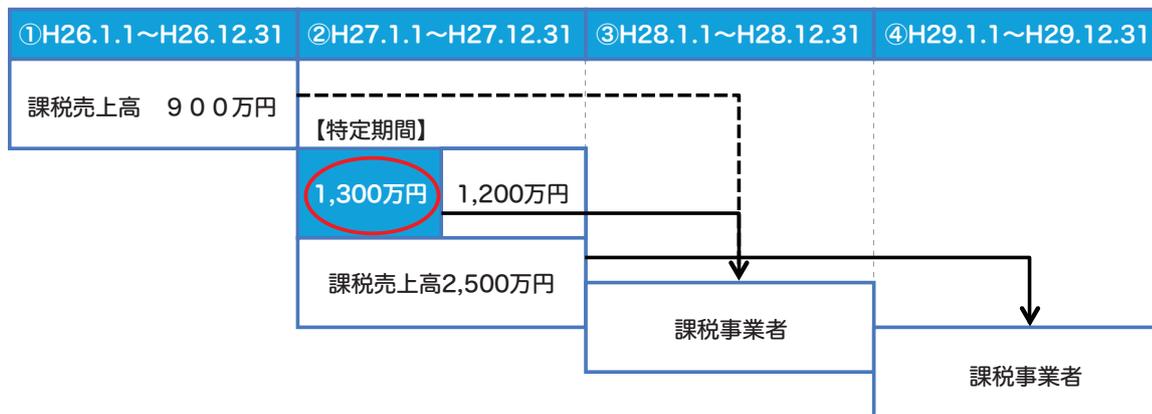
● CHECK!!

基準期間とは、消費税の納税義務が免除されるか、あるいは簡易課税制度(次ページ参照)を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(※)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

特定期間による事業者免税点制度(消費税法9の2①)



②の課税期間の6か月間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払い額の合計を用いて判定することもできます。

1	法人税率の軽減
2	欠損金の繰越控除
3	欠損金の繰戻還付
4	交際費課税の特例
5	中小企業経営強化税制
6	固定資産税の特例
7	中小企業投資促進税制
8	商業サービス業・農林水産業活性化
9	少額減価償却資産の特例
10	環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）
11	地域未来投資促進税制
12	研究開発税制
13	雇用促進税制
14	所得拡大促進税制
15	事業承継税制
16	消費税の特例

消費税の特例

(2)消費税の簡易課税制度

～消費税の申告・納付にかかる事務負担を軽減します～

制度の概要

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高を基に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入れ率」を乗じて仕入税額控除額を計算します。

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

適用要件

要件1	課税事業者の基準期間（※）における課税売上高が5,000万円以下であること
要件2	「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の税務署に提出していること

※基準期間とは、簡易課税制度の適用可否を判断する基準となる期間のことで、法人は前々事業年度、個人事業者は前々年（1月～12月）です。

● CHECK!!

簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の税務署に提出しなければなりません。相続により事業を承継した場合、被相続人が提出していた「消費税簡易課税制度選択届出書」の届出の効力は、相続人には及びません。このため、相続人がこの特例の適用を受けるかどうかは、その相続人の選択によります。簡易課税制度の適用を引き続き受けたい場合は、その課税期間中に改めて届出を行います。

簡易課税制度の仕入控除税額の計算（1種類の事業のみを営む場合）

仕入控除税額

=

課税標準額に対する消費税額
(売上対価の返還等に係る消費税の
合計額を控除した残額)

×

みなし仕入れ率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入れ率

事業区分	該当する事業	みなし仕入れ率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業)	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

消費税軽減税率対策については下記を御参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2016/160413zeisei.pdf>

- 1 法人税率の軽減
- 2 欠損金の繰越控除
- 3 欠損金の繰戻還付
- 4 交際費課税の特例
- 5 中小企業経営強化税制
- 6 固定資産税の特例
- 7 中小企業投資促進税制
- 8 商業サービス業・農林水産業の活性化
- 9 少額減価償却資産の特例
- 10 環境関連投資促進税制
(グリーン投資減税)
- 11 地域未来投資促進税制
- 12 研究開発税制
- 13 雇用促進税制
- 14 所得拡大促進税制
- 15 事業承継税制
- 16 消費税の特例

(3)消費税軽減税率制度への対応 ～軽減税率に対応するための補助金があります～

消費税軽減税率制度の概要

- 実施時期：平成31年10月1日
- 対象品目：・酒類及び外食を除く飲食料品
・定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8% (国分 6.24%、地方分 1.76%) 標準税率：10% (国分 7.8%、地方分 2.2%)

軽減税率対策補助金の概要

中小企業・小規模事業者等の方々に、消費税軽減税率制度への対応を円滑に進めていただくため、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などに要する経費の一部を補助します。

	レジ導入等の支援 (A型)	受発注システムの改修等の支援 (B型)
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。(レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。)	電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	原則 2 / 3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3 / 4 ・タブレット等の汎用端末は1/2 (周辺機器とのセット購入のみ補助対象)	2 / 3
補助額上限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円

詳細

軽減税率対策補助金事務局ホームページ (www.kzt-hojo.jp) をご確認ください。

補助金に関する問い合わせ先

本補助金制度についてのご質問は、軽減税率対策補助金事務局コールセンターにご連絡ください。
(電話番号) 0570-081-222
(受付時間：平日9時～17時/通話料有料)

税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談室が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。

質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■ 国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

(2) ミラサポホームページ

<https://www.mirasapo.jp/>

(3) 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。

本パンフレットに掲載されている税制について不明な点などがございましたら、各項目に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

Eメールアドレス

chusyo-toiawase@meti.go.jp